業務体制の概要（薬局）

薬局の名称

【通常の開店時間等】

|  |
| --- |
| 週当たりの開店時間等 |
| 薬局の開店時間 | 1. 時間
 |
| 要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する開店時間 | 1. 時間
 |
| 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売する開店時間 | ③　　　　　　　　　　時間 |
| 情報提供するための設備 |
| 要指導医薬品及び一般用医薬品の情報提供等するための設備 | ④　　　　　　　　　　カ所 |
| 要指導医薬品及び第一類医薬品の情報提供等するための設備 | ⑤　　　　　　　　　　カ所 |

【通常の調剤及び要指導医薬品又は一般用医薬品の販売等に従事する薬剤師及び登録販売者の勤務状況】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 調剤に従事する勤務時間数（週当たり） | 要指導医薬品又は一般用医薬品の販売等に従事する勤務時間数（週当たり） | 要指導医薬品又は第一類医薬品の販売等に従事する勤務時間数（週当たり） |
| 薬剤師 | 時間 | 時間 | 時間 |
| 登録販売者 |  | 時間 |  |
| 総和 | ⑥　　　　　時間 | ⑦　　　　　　　　　　　　時間 | ⑧　　　　　　　　　　　　時間 |

【体制省令への適合状況】　　＊　体制省令：薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令

|  |
| --- |
| ①⑥≧薬局の開店時間調剤に従事する薬剤師の勤務時間数(体制省令第1条第1項第6号) |
| 要指導医薬品又は一般用医薬品販売に従事する専門家の勤務時間数⑦②要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する開店時間＝≧ ④　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　情報提供設備の数　（体制省令第1条第1項第10号）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 要指導医薬品又は第一類医薬品販売に従事する薬剤師の勤務時間数⑧ 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売する開店時間③≧＝情報提供設備の数⑤ （体制省令第1条第1項第11号） |

【薬局開設者の講じなければならない措置】　＊体制省令：薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令

|  |  |
| --- | --- |
| 営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内における相談があった場合の情報提供又は指導を行うための体制の整備（体制省令第1条第1項第５号） | □ |
| 調剤の業務に係る医療の安全を確保するための指針の策定（体制省令第1条第1項第1２号） | □ |
| 調剤された薬剤に関する情報提供及び指導その他の調剤の業務に係る適正な管理を確保するための指針の策定（体制省令第1条第1項第1３号） | □ |
| 薬局医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品に関する情報提供及び指導その他の医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理を確保するための指針の策定（体制省令第1条第1項第14号） | □ |
| 従事者に対する研修（特定販売を行う薬局にあっては、特定販売に関する研修を含む。）を実施するための体制の整備（体制省令第1条第1項第14号） | □ |
| 医薬品の安全使用のための責任者の設置（体制省令第1条第2項第1号） | □ |
| 従事者から薬局開設者への事故報告の体制の整備（体制省令第1条第2項第2号） | □ |
| 医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定（体制省令第1条第2項第3号） | □ |
| 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供及び指導のための業務に関する手順書の作成（体制省令第1条第2項第4号） | □ |
| 調剤及び医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理のための業務に関する手順書の作成（体制省令第1条第2項第5号） | □ |
| 薬剤師不在時間がある場合、薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書の作成（体制省令第1条第2項第6号） | □該当外 |
| 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供及び指導のために必要となる情報の収集その他調剤の業務に係る医療の安全及び適正な管理並びに医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理の確保を目的とした改善のための方策の実施（体制省令第1条第2項第7号） | □ |